

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

千葉県立君津高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、給付奨学生採用候補者選考委員会において、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、校長が機構に推薦する。

1 家計について

生計を維持する者が、以下の（１）または（２）のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、（３）に該当すること）、生活環境などを勘案して親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- （１）市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が０円であること）
- （２）生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- （３）以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が１８歳時点で入所等していた（またはしていることが見込まれる））生徒等をいう

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が１８歳時点で入所等していた、又はしていることが見込まれる）生徒等をいう。

- 一 児童養護施設（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４１条に規定する施設）
- 二 児童心理治療施設（同法第４３条の２に規定する施設）
- 三 児童自立支援施設（同法第４４条に規定する施設）
- 四 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第６条の３第１項に規定する事業を行う者）
- 五 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第６条の３第８項に規定する事業を行う者）
- 六 里親（同法第６条の４に規定する者）

2 人物について

以下の全てに該当すること。

- (1) 進学が目的が明確で、進学先での学修に対する強い意欲が認められること。
- (2) 校則を遵守し、本校生徒にふさわしい学校生活を送っている。
- (3) 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている。

3 健康について

以下のいずれかに該当すること。

- (1) 定期又は臨時の健康診断により、概ね健康であると認められる
- (2) 心身に傷害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる

4 学力及び資質について

本校において良好な学習成績を収めている。または、直近の学習成績に努力が認められる。

5. その他

本基準は平成29年6月1日より適用するものとする。